

ねんきん定期1000

令和7年4月1日現在

1. 商品名（愛称）	・ねんきん定期1000 〈M型〉（スーパー定期）〔単利型〕
2. 販売対象	・国民年金・厚生年金・共済年金の受取口座を当金庫に指定している、または新たに受取口座を当金庫に指定される個人の方に限ります。 ・お取り扱いは年金受取口座のある店舗に限ります。 【年金受取ご予約による作成について】 ○販売対象 ・満57歳以上75歳未満で公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）の受給開始時に当金庫へ振込みの指定をいただける方。 ・「年金受取ご予約申込書」を提出いただきます。 ・新規資金に限ります。 （本商品預入日より6ヶ月以内に振込等によって新たに預入された資金に限ります。従来より当金庫で預入している預金からの振替はできません。）
3. 期 間	・定型方式 1年 ・自動継続（元金継続）および普通定期のお取扱いに限ります。 ただし、年金受取ご予約による作成の場合は、普通定期のみのお取扱いに限ります。
4. 預 入 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入 ・1口座につき100円以上1000万円未満でおひとり合計1000万円以内 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利 息 （1）適用金利 （2）利払方法 （頻度） （3）利払い頻度	・固定金利 ・預入時の「店頭表示の自由金利型定期預金〈M型〉の利率に0.20%を加えた利率」を約定利率として満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算です。
7. 税 金	・利息には2.0%（国税1.5%、地方税0.5%）の税金が源泉分離課税されます（ただし、マル優を利用の場合は除きます）。 *2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金が源泉分離課税されます。
8. 手数料	_____
9. 付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%上乗せした利率）。 ・マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、別紙の表1の預入期間に応じた期限前解約利率により預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください。または窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはかなしん よろず相談承り処（10時～19時、電話0120-046801）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話03-3581-0031）、第一東京弁

	護士会（電話０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話０３－３５８１－２２４９）、神奈川県弁護士会（電話０４５－２１１－７７１６）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記かなしん よろず相談承り処または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話０３－３５１７－５８２５）にお申し出ください。また、お客様から、各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、上記東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京の弁護士会、当金庫かなしん よろず相談承り処もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 ・預金保険によって元本１，０００万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金（当座預金、普通預金無利息型）を除く他の付保対象預金などの預金元本を合算して１，０００万円までとその利息が保護されます）。 ・金利情勢の変化により予告なく優遇金利を変更、またはお取り扱いを終了する場合がございます。

定期預金中途解約利率一覧

表 1. 自由金利型定期預金＜M 型＞（スーパー定期）

預入期間	[定型方式] 1 か月、3 か月、6 か月 1 年、2 年 [満期日指定方式] 1 か月超 3 年未満	[定型方式] 3 年 [満期日指定方式] 3 年超 4 年未満	[定型方式] 4 年 [満期日指定方式] 4 年超 5 年未満	[定型方式] 5 年
6 か月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6 か月以上 1 年未満	約定利率× 5 0 %	約定利率× 4 0 %	約定利率× 4 0 %	約定利率× 3 0 %
1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率× 7 0 %	約定利率× 5 0 %	約定利率× 5 0 %	約定利率× 4 0 %
1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率× 7 0 %	約定利率× 6 0 %	約定利率× 6 0 %	約定利率× 5 0 %
2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率× 7 0 %	約定利率× 7 0 %	約定利率× 7 0 %	約定利率× 6 0 %
2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率× 7 0 %	約定利率× 9 0 %	約定利率× 8 0 %	約定利率× 7 0 %
3 年以上 4 年未満	———	約定利率× 9 0 %	約定利率× 9 0 %	約定利率× 8 0 %
4 年以上 5 年未満	———	———	約定利率× 9 0 %	約定利率× 9 0 %

(注) 小数点第 4 位以下切捨て

表 2. 自由金利型定期預金（大口定期）

次の A についてはア・イ・ウ、B についてはア・イの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。ただし、算式により計算した利率が 0 % を下回るときは、0 % とします。

A. 1 か月未満の中途解約の場合

ア. [解約日時点の普通預金利率]を適用利率とする。

イ. [約定利率－約定利率× 3 0 %]を適用利率とする。

$$(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})$$

ウ. [約定利率－ $\frac{\text{基準利率} - \text{約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})$]を適用利率とする。

預入日数

B. 1 か月以上の中途解約の場合

ア. [約定利率－約定利率× 3 0 %]を適用利率とする。

$$(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})$$

イ. [約定利率－ $\frac{\text{基準利率} - \text{約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})$]を適用利率とする。

預入日数

(注) 基準利率とは、解約日にこの預金の元金を表面記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した金庫所定の利率です。

○残存期間が 3 か月未満の時・・・ 1 か月ものの約定利率

○残存期間が 6 か月未満の時・・・ 3 か月ものの約定利率

○残存期間が 1 年未満の時・・・ 6 か月ものの約定利率

○残存期間が 2 年未満の時・・・ 1 年ものの約定利率

○残存期間が 3 年未満の時・・・ 2 年ものの約定利率

○残存期間が 4 年未満の時・・・ 3 年ものの約定利率

表 3. 期日指定定期預金

預入期間が 6 か月未満	解約日の普通預金利率
預入期間が 6 か月以上 1 年未満	預入日の 2 年以上の利率× 4 0 %
預入期間が 1 年以上 1 年 6 か月未満	預入日の 2 年以上の利率× 5 0 %
預入期間が 1 年 6 か月以上 2 年未満	預入日の 2 年以上の利率× 6 0 %
預入期間が 2 年以上 2 年 6 か月未満	預入日の 2 年以上の利率× 7 0 %
預入期間が 2 年 6 か月以上 3 年未満	預入日の 2 年以上の利率× 9 0 %

(注) 小数点第 4 位以下切捨て

表 4. 変動金利型定期預金

単 利 型	〔定型方式〕 1 年、2 年 〔満期日指定方式〕 1 年超 3 年未満	
	預入期間が 6 か月未満	解約日の普通預金利率
	預入期間が 6 か月以上 1 年未満	約定利率× 5 0 %
	預入期間が 1 年以上 3 年未満	約定利率× 7 0 %
単 利 型 ・ 複 利 型	〔定型方式〕 3 年	
	預入期間が 6 か月未満	解約日の普通預金利率
	預入期間が 6 か月以上 1 年未満	約定利率× 4 0 %
	預入期間が 1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率× 5 0 %
	預入期間が 1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率× 6 0 %
	預入期間が 2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率× 7 0 %
	預入期間が 2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率× 9 0 %

(注) 小数点第 4 位以下切捨て

※ 中途解約利率は、中途解約時点の普通預金利率を下回る場合があります。

ねんきん定期１０００

令和７年４月１日現在

１．商品名（愛称）	・ねんきん定期１０００（大口定期）
２．販売対象	・国民年金・厚生年金・共済年金の受取口座を当金庫に指定している、または新たに受取口座を当金庫に指定される個人の方に限ります。 ・お取扱いは年金受取口座のある店舗に限ります。 【年金受取ご予約による作成について】 ○販売対象 ・満 57 歳以上 75 歳未満で公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）の受給開始時に当金庫へ振込みの指定をいただける方。 ・「年金受取ご予約申込書」を提出いただきます。 ・新規資金に限ります。 （本商品預入日より 6 ヶ月以内に振込等によって新たに預入された資金に限ります。従来より当金庫で預入している預金からの振替はできません。）
３．期 間	・定型方式 1 年 ・自動継続（元金継続）および普通定期のお取扱いに限ります。 ただし、年金受取ご予約による作成の場合は、普通定期のみのお取扱いに限ります。
４．預 入 （４）預入方法 （５）預入金額 （６）預入単位	・一括預入 ・１口座につき１０００万円でおひとり合計１０００万円以内 ・１円単位
５．払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
６．利 息 （４）適用金利 （５）利払方法 （頻度） （６）利払い頻度	・固定金利 ・預入時の「店頭表示の自由金利型定期預金〈大口定期〉の利率に 0. 20 % を加えた利率」を約定利率として満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算です。
７．税 金	・利息には 20 %（国税 15 %、地方税 5 %）の税金が源泉分離課税されます（ただし、マル優を利用の場合は除きます）。 * 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20. 315 %（国税 15. 315 %、地方税 5 %）の税金が源泉分離課税されます。
８．手数料	
１０．付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0. 50 % 上乗せした利率）。 ・マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、別紙の表 1 の預入期間に応じた期限前解約利率により預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
13. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください、または窓口へご照会ください。
14. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはかなしん よろず相談承り処（10 時～19 時、電話 0120-046801）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話 03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会

	(電話03-3581-2249)、神奈川県弁護士会(電話045-211-7716)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記かなしん よろず相談承り処または全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、上記東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは東京の弁護士会、当金庫かなしん よろず相談承り処もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 ・預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金(当座預金、普通預金無利息型)を除く他の付保対象預金などの預金元本を合算して1,000万円までとその利息が保護されます)。 ・金利情勢の変化により予告なく優遇金利を変更、またはお取り扱いを終了する場合がございます。

定期預金中途解約利率一覧

表 1. 自由金利型定期預金＜M 型＞（スーパー定期）

預入期間	[定型方式] 1 か月、3 か月、6 か月 1 年、2 年 [満期日指定方式] 1 か月超 3 年未満	[定型方式] 3 年 [満期日指定方式] 3 年超 4 年未満	[定型方式] 4 年 [満期日指定方式] 4 年超 5 年未満	[定型方式] 5 年
6 か月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6 か月以上 1 年未満	約定利率× 5 0 %	約定利率× 4 0 %	約定利率× 4 0 %	約定利率× 3 0 %
1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率× 7 0 %	約定利率× 5 0 %	約定利率× 5 0 %	約定利率× 4 0 %
1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率× 7 0 %	約定利率× 6 0 %	約定利率× 6 0 %	約定利率× 5 0 %
2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率× 7 0 %	約定利率× 7 0 %	約定利率× 7 0 %	約定利率× 6 0 %
2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率× 7 0 %	約定利率× 9 0 %	約定利率× 8 0 %	約定利率× 7 0 %
3 年以上 4 年未満	——	約定利率× 9 0 %	約定利率× 9 0 %	約定利率× 8 0 %
4 年以上 5 年未満	——	——	約定利率× 9 0 %	約定利率× 9 0 %

(注) 小数点第 4 位以下切捨て

表 2. 自由金利型定期預金（大口定期）

次の A についてはア・イ・ウ、B についてはア・イの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。ただし、算式により計算した利率が 0 % を下回るときは、0 % とします。

A. 1 か月未満の中途解約の場合

ア. [解約日時点の普通預金利率]を適用利率とする。

イ. [約定利率－約定利率× 3 0 %]を適用利率とする。

$$(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})$$

ウ. [約定利率－ $\frac{\text{基準利率} - \text{約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})$]を適用利率とする。

預入日数

B. 1 か月以上の中途解約の場合

ア. [約定利率－約定利率× 3 0 %]を適用利率とする。

$$(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})$$

イ. [約定利率－ $\frac{\text{基準利率} - \text{約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})$]を適用利率とする。

預入日数

(注) 基準利率とは、解約日にこの預金の元金を表面記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した金庫所定の利率です。

○残存期間が 3 か月未満の時・・・ 1 か月ものの約定利率

○残存期間が 6 か月未満の時・・・ 3 か月ものの約定利率

○残存期間が 1 年未満の時・・・ 6 か月ものの約定利率

○残存期間が 2 年未満の時・・・ 1 年ものの約定利率

○残存期間が 3 年未満の時 . . . 2 年ものの約定利率
 ○残存期間が 4 年未満の時 . . . 3 年ものの約定利率

表 3. 期日指定定期預金

預入期間が 6 か月未満	解約日の普通預金利率
預入期間が 6 か月以上 1 年未満	預入日の 2 年以上の利率× 4 0 %
預入期間が 1 年以上 1 年 6 か月未満	預入日の 2 年以上の利率× 5 0 %
預入期間が 1 年 6 か月以上 2 年未満	預入日の 2 年以上の利率× 6 0 %
預入期間が 2 年以上 2 年 6 か月未満	預入日の 2 年以上の利率× 7 0 %
預入期間が 2 年 6 か月以上 3 年未満	預入日の 2 年以上の利率× 9 0 %

(注) 小数点第 4 位以下切捨て

表 4. 変動金利型定期預金

単利型	〔定型方式〕 1 年、2 年 〔満期日指定方式〕 1 年超 3 年未満	
	預入期間が 6 か月未満	解約日の普通預金利率
	預入期間が 6 か月以上 1 年未満	約定利率× 5 0 %
	預入期間が 1 年以上 3 年未満	約定利率× 7 0 %
単利型・複利型	〔定型方式〕 3 年	
	預入期間が 6 か月未満	解約日の普通預金利率
	預入期間が 6 か月以上 1 年未満	約定利率× 4 0 %
	預入期間が 1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率× 5 0 %
	預入期間が 1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率× 6 0 %
	預入期間が 2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率× 7 0 %
	預入期間が 2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率× 9 0 %

(注) 小数点第 4 位以下切捨て

＊ 中途解約利率は、中途解約時点の普通預金利率を下回る場合があります。